

# (介護予防) 居宅療養管理指導 重要事項説明書

< 令和 6年 6月 1日 現在 >

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人あづま会
主たる事務所の所在地	〒379-2234 群馬県伊勢崎市東小保方町4005-1
代表者（職名・氏名）	理事長 大澤 誠
設立年月日	1991年 3月 11日
電話番号	0270-61-5245

## 2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	大井戸診療所	
サービスの種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	
事業所の所在地	〒379-2234 群馬県伊勢崎市東小保方町4008-1	
電話番号	0270-62-3333	
指定年月日・事業所番号	2023年 12月 1日指定	1010211280
管理者の氏名	大澤 誠	
通常の事業の実施地域	伊勢崎市、太田市	

## 3. 事業の目的を運営方針

### <事業の目的>

医療法人あづま会が経営する大井戸診療所が行う指定（介護予防）居宅療養管理指導の事業の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、当事業所で介護の提供に当たる者が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とします。

### <運営の方針>

当事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持、ならびに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

## 4. サービス内容

居宅療養管理指導（又は介護予防居宅療養管理指導）は、主治医等がその必要性を認めた場合に、当事業所の医師がそのお宅を訪問して、療養上の指導等を行うことにより、生活の質の確保及び向上を図るサービスです。

## 5. 営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで（土曜日は午前9時から13時まで）

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
医師	常勤 1人、非常勤 3人

## 7. 利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。

※地域区分ごとに1単位の単価が定められており、単位数を乗じた額がサービス利用料です。

伊勢崎市は、『7級地』に属しており、『1単位 10.17円』となります。

※実際の利用者負担額は、負担割合率に応じたものとなります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### （1）居宅療養管理指導利用料 【基本部分】＜医師が行う場合＞（1）基本単位

サービス内容	利用者の要介護度	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
居宅療養管理指導Ⅰ	（1）単一建物居住者1人に対して行う場合 （515単位/回）	524円	1,047円	1,571円
	（2）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （487単位/回）	495円	990円	1,486円
	（3）（1）及び（2）以外の場合 （446単位/回）	453円	907円	1,360円
居宅療養管理指導Ⅱ	（1）単一建物居住者1人に対して行う場合 （299円/回）	304円	608円	912円
	（2）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （287単位/回）	292円	583円	875円
	（3）（1）及び（2）以外の場合 （260単位/回）	265円	529円	794円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(2) 介護予防居宅療養管理指導利用料 【基本部分】 <医師が行う場合>

サービス内容	利用者の要介護度	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
介護予防 居宅療養 管理指導 I	(1) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (515単位/回)	524円	1,047円	1,571円
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (487単位/回)	495円	990円	1,486円
	(3) (1) 及び (2) 以外の場合 (446単位/回)	453円	907円	1,360円
介護予防 居宅療養 管理指導 II	(1) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (299円/回)	304円	608円	912円
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (287単位/回)	292円	583円	875円
	(3) (1) 及び (2) 以外の場合 (260単位/回)	265円	529円	794円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、〇〇日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)に、指定の口座より引き落とします。こちらは、別途口座振替依頼書による手続きが必要になります。
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

## 8. 緊急時における対応方法

### (1) 容体急変時の対応

サービスの提供中に利用者の容体に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者に報告するとともに、事前の打ち合わせに従い、主治医・ご家族・居宅介護支援事業者等へ連絡します。

### (2) 事故発生時の対応

サービス利用中に事故が発生した場合は、必要な措置を施すとともに、家族・居宅介護支援事業者、必要に応じて市町村等へ連絡をいたします。

## 9. 非常災害対策

### (1) 感染対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のため、法人の委員会活動を通じた指針の整備、ならびに研修・訓練の実施に取り組んでいます。

### (2) 事業継続に向けた取組の強化

感染症流行時や自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、ならびに研修・訓練の実施に取り組んでいます。

## 10. その他運営に関する重要事項

### (1) 苦情処理に関する事項

事業所相談窓口	電話番号 0270-62-3333 担当者 眞下 直輝／田島 魁人
---------	--------------------------------------

### (2) 当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

群馬県健康福祉部介護高齢課	電話 027-226-2574
伊勢崎市 介護保険課	電話 0270-24-5111
太田市 介護サービス課	電話 0276-47-1856
群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課	電話 027-290-1323

### (3) 虐待防止に関する事項

- 1) 利用者の人権擁護および虐待防止のために、法人の委員会活動を通して指針を整え、計画的に研修を実施しています。
- 2) 上記の措置を適切に実施するために担当者を設置しています。  
大井戸診療所 高齢者虐待防止推進担当  
担当者：齋藤 克美
- 3) なおサービス利用中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

### (4) 秘密保持に関する事項

- 1) 従業者は守秘義務を遵守し、個人情報の保護に取り組めます。
- 2) 業務上知り得た利用者や家族の情報を本来の目的以外で、漏洩することはありません。

3) 従業者は退職後においても、情報や秘密を保持すべき旨を雇用時に契約しています。

#### (5) 身体拘束に関する事項

- 1) サービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命、または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の要件を満たす以外には、利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対して、身体拘束の内容・理由・期間について説明し同意を得た上で、その態様や心身の状況など必要な事項を記録します。

#### (6) ハラスメント対策に関する事項

- 1) 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に取り組んでいます。
- 2) 適切なハラスメント対策を強化するため、法人内にて指針を整備し、職員からの相談体制等を整えています。

### 1 1. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、医師等は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い (2) 医師等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

### 1 2. 法人の概要

名称・法人種別	医療法人あづま会
代表者役職・氏名	理事長 大澤 誠
本部所在地	群馬県伊勢崎市東小保方町4005番地の1
本部電話番号	0270-62-3333
定款の目的に定められた事業	1. 大井戸診療所の経営 2. 訪問看護ステーションおおいどの運営 3. 伊勢崎市地域包括支援センター東の運営 4. ケアマネジメントセンターおおいどの運営 5. いきいきデイサービスおおいどの運営 6. デイサービスセンターおおいどの運営 7. グループホームおおいどの運営 8. 在宅包括サービスおおいどの運営 9. その他これに付随する業務

